

改 正 後	改 正 前
3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設並びに告示6の(1)イ及び(2)イのこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として<u>1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該くん蒸施設及びこん包場所について、実地で調査するものとする。</u> (削る) <u>(2) (1) の調査において、1の(1)のくん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかより行うものとする。</u> ア～ウ (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) <u>検査の実施の確認</u> 植物防疫官は、告示4の(1)の検査の実施の確認について、次により、<u>原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。</u>合わせて、告示6の(1)ア及び(2)アのこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が<u>行われたこと</u>についても確認を行うものとする。 <u>ア 生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたことを確認すること。</u> <u>イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がなかったことを確認すること。</u>	3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設並びに告示6の(1)イ及び(2)イのこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、<u>毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。</u> <u>ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> <u>(2) (1) の調査は、原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向けれいし生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査を行うときに、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。</u> <u>(3) (1) の調査において、1の(1)のくん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかより行うものとする。</u> ア～ウ (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 告示4の(1)の検査の実施の確認は、<u>れいしの生果実のこん包数の5パーセント以上について、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会うことにより行うものとし、合わせて、告示6の(1)ア及び(2)アのこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われていることについても確認を行うものとする。</u> (新設) (新設)

ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。 (削る) (2) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示3の(2)の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア～ウ (略) (削る)	(新設) (2) (1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。 (3) 告示3の(2)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア～ウ (略) (4) 植物防疫官は、検査及び消毒を確認したときは、これを受けてベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。
5 輸出の停止 (1) 告示4の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。 (2) 植物防疫官は、4の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。	(新設)
6 (略) 7 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示4の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を	5 (略) 6 輸入検査 (1) (略) (2) 植物防疫官は、告示4の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包

命ずるものとする。 (3)・(4) (略)	が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3)・(4) (略)
--------------------------	---

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。